



消費生活センター相談室からのお知らせ

訪問購入のトラブルにご注意ください

訪問購入とは、消費者の家に業者が訪問し、商品を買い取るもので

「不用品の買い取りのはずが貴金属を買い取られた」といった相談が寄せられています。



《相談事例1》

電話で「不用品を買い取りたい」と事業者から勧説を受け訪問を了承した。不用品を用意して待っていたが「指輪やアクセサリーなどの貴金属はありませんか。」と言われ、大切にしていたアクセサリーを強引に買い取られてしまった。



《相談事例2》

突然訪問してきた買取事業者に「いらなくなった貴金属はありませんか。高く買い取ります。」と言われ、そのようなものはないのできっぱり断ったが、玄関に足を入れたまま帰ろうとせず、しつこく勧説を続けられ怖い思いをした。



訪問購入は「特定商取引法」で規制されており、依頼を受けていない事業者が突然訪問して買い取りすることは禁止されています。

前もって電話で勧説した場合も、消費者が事前に承諾しているもの以外の物品について売却を求めることが出来ません。

突然訪問てくる買取事業者を安易に家に入れないようにしましょう。

長時間に及ぶしつこい勧説をされた際には警察に通報しましょう。

前もって承諾していても、当初とは違う物品（貴金属など）の売却を求めてきた場合は、きっぱり断りましょう。

訪問購入にはクーリング・オフ制度が適用されますが、一度商品を引き渡してしまうと、商品の返還請求を行っても手元に戻らないケースもありますので注意が必要です。

**困ったときは
ひとりで悩まず、まず相談！**
専門の相談員がお話を伺います。
(秘密厳守・無料)

【相談日・相談時間】
平日 月～金曜日
午前9時30分～正午
午後1時～3時30分
**☎(042)555-1111内641
FAX(042)555-5535**

新型コロナウイルス
感染防止のため
来所の際は
マスクの着用をお願いします。



羽村市緑ヶ丘5-1-30

羽村市消費生活センターだより NO.392
2023. 4. 1発行

はむらいふ

予告

令和5年度 第1回消費生活講座

ソース工場見学 &ソース作り体験 バスツアーのお知らせ



化学調味料不使用で安心、安全。新鮮野菜とたっぷりの香辛料を煮込んでスープを探ったポールスターのこだわりソース。自分だけのオリジナルソースを作ります。完成したソース2本をお持ち帰りできます！

リースは何かでできている？



2013年4月24日、バングラデシュの首都ダッカ近郊の縫製工場が入った商業ビル「ラナ・プラザ」が崩落し、死者1134人、負傷者2500人以上を出す史上最悪の惨事となりました。この日から10年。私たち消費者の大量生産・大量廃棄への意識はどのように変化してきたのでしょうか…。

令和5年度 第1回DVD学習会

日時：令和5年5月18日（木）

午前10時～正午

会場：羽村市消費生活センター2階

定員：先着15人

※直接会場におこしください

開催日：6月下旬実施予定

見学場所：株式会社 ポールスター

東京都東村山市久米川町3丁目28-2

集合時間：午前8：45（解散 午後2：30頃）

集合場所：羽村市消費生活センター玄関前（市役所分庁舎）

参加費：1人2,000円（当日支払い）

※ソース作り参加費・昼食代・保険料を含む

申込員：15人

☆東村山黒焼きキッシュランチ付☆

開催日及び申込方法については[広報はむら5月15日号]に掲載します。お見逃しなく



第1回ポスター

ちっちゃな羽村おっかな自慢

HAMURA メリーリボン演劇祭

おっかな自慢の一つに「HAMURAメリーリボン演劇祭」があります。毎年7月中旬に開催されてきた演劇祭です。“メリーリボン”とは、演劇を通して人と人が出会い絆を強くすることで、陽気で元気になる時間をプレゼントすることなのだそうです。

その第1回は平成28年7月23日に開催され、羽村市の中学生や高校生をはじめ、ここ西多摩で活躍する市民劇団がゆとろぎに結集しました。この演劇祭は、近隣の市町村にはない羽村独自のイベントで、まさに「わがまちの誇り」なのではないでしょうか。

第1回が5団体、第2回が9団体と年々参加団体が増え、令和4年には11団体に。羽村の舞台で西多摩の芸術は盛り上がっています。そして今年度も、7月15日（土）、16日（日）にプリモホールゆとろぎ小ホールでの開催を予定しているそうです。

羽村を拠点とする 各団体の素晴らしい舞台 今後も…期待しています!!



第7回ポスター

〒205-0003
東京都西多摩郡羽村市緑ヶ丘5-1-30
羽村市消費生活センター
運営委員会発行



お問い合わせは消費生活センターへ ☎(042)555-1111内640



羽村の「ごみ」の話

ごみといえば、きちんと分別して、ルールを守って出すのが当たり前…とわかっていても、分別をどこまできっちりやるかについては、私たち消費生活センターの運営委員の中でも意見がさまざま。そこで、収集後のごみや資源がどのように処理されているのか、実際に見て聞いて調べてきました！

収集後のルートは大きくわけて3つ

ルート①
燃やせるごみ
↓
西多摩衛生組合
環境センターへ

ルート② 燃やせないごみ、有害ごみ
金属、粗大ごみ、白色トレー、硬質プラスチック
資源 B (容器包装プラスチック / びん / 缶)、ペットボトル
↓
羽村市リサイクルセンターへ

ルート③
資源 A
(古紙 / 古繊維)
↓
直接問屋へ

ルート①：西多摩衛生組合 環境センター

羽村市、青梅市、福生市、瑞穂町の「燃やせるごみ」の焼却処理をする施設です。施設内には6～7階建ての建物がスッポリ入るほどの巨大な『ごみピット』と呼ばれる場所があり、そこに収集車が日々とごみを落としていきます。



(上) 巨大なごみピットの中では、UFO キャッチャーのようなクレーン（一度に最大5トンのごみをつかめる！）が上下左右に動いて、ごみを持ち上げては落とす作業をしている。

ピットに貯められたごみは、質が一定で燃えやすい状態になるまでクレーンでよくかき混ぜられ、焼却炉の入り口（ホッパー）へ投入されます。焼却炉内は常に **800℃以上** に保たれ、年間を通じて 24 時間休むことなく、さまざまなごみを燃やし続けています。

においの原因となるガスまで燃やし切る、非常に高度なシステムが導入されています。

西多摩衛生組合において、燃やせるごみの処理にかかる経費は、3市1町の住民一人あたり約 7,200 円、一世帯あたり約 14,600 円（年間）。これはごみ袋の代金とは別に、みんなの税金で負担した金額だよ。燃料費が上がってるから、これから先が心配だなあ。



(左) クレーンの操作室。ダイオキシンなど有害ガスの発生を防ぐため、ごみは常時かき混ぜる必要があります、24 時間 365 日、手動で操作を行っている。

衛生組合の調査では、燃やせるごみとして出された中身の 4割が紙・布類、3割がプラスチックだったんだって。それなら分別で、燃やせるごみの量はもう少し減らせるんじゃないかな。

生ごみの**8割**は水分。水をしっかり切ることで ①ごみの減量 ②搬送コストの軽減 ③焼却コストの軽減 ④ダイオキシン発生の抑制につながるよ。

ルート②：羽村市リサイクルセンター

西多摩衛生組合の向かいに位置しています。ここには燃やせないごみ、有害ごみ、金属、粗大ごみのほか、硬質プラスチックや容器包装プラスチック、びん、缶、ペットボトルなど、再利用できる物が集まっています。



(上) 容器包装プラスチックの作業現場。作業台に乗せた袋を作業員の方々がカッターで割き、汚れたものや容プラでないものを手作業で瞬時に拾い出して取り除く。

冬寒く、夏暑い中での大変な作業なんだな。ルールを守って出すよう心がけよう。



(上) 業者への引き渡しを持つペットボトルの山。市指定収集袋やプラスチックの原料、ビニール袋などに再生される。



(上) 空き缶はつぶさなくていい。軽くすすいで水気を切って出す。

びんや缶を袋に入れると、袋から取り出す手間がかかるし、ごみも増えちゃうんだね。

次々と流れてくる容プラの山と、手選別ではじかれたもの（写真下）の多さにビックリ！



選別後の容プラは、一定の大きさのかたまり（ベール）に圧縮し（写真上）、日本容器包装リサイクル協会に引き渡す。

容プラはプラスチック製品に再加工されたり、製鉄所の高炉で製鉄原料として再利用されたりする。すばらしい仕組みだけど、エネルギーを大量に使うことも忘れちゃいかん。



粗大ごみの中から、まだ使えるものを清掃・補修し安価で販売。掘り出し物の発見のチャンスも！

【開店日・時間】
平日と第一日曜日 10時～16時
※日曜 11:45～13:00 は休み

【混ぜればごみ、きちんと分ければ資源です】

一人一人が意識を変えていくことで、ごみの量は減らせます。施設は一人からでも見学可能なので、一度見学されてみてはいかがでしょうか？

ルート③

については、
また別の機会
に取材・報告
します！

取材後記

今さらながら、プラスチックを何とかしなければと感じました。そもそもなぜプラスチックを分けて収集するのかと考えていませんか？面倒だし燃やせるのにと。何でも燃やしていた時代にはプラスチック類はそれほど多くはありませんでした。その後商品の販売や流通形態の変化に伴いプラスチックの利用が増大、家庭から出されるゴミの 60%にもなって様々な弊害がうまれたのです。

そこで、平成 12 年に施行されたのが容器包装リサイクル法です。製品化に必要な容器や包装材料を使う事業者は、その処理にかかる費用を支払う義務を負うという制度です。持続可能な世の中を目指し、再資源化可能な物はキチンとその道筋を作る、私たち消費者もその一端を担っているのです。でも根本的にはあふれるプラスチックを減らすしかありません。どうすればよいのだろう？（Y.N.）

① 西多摩衛生組合環境センター
TEL (042) 554-2409

② 羽村市リサイクルセンター
TEL (042) 578-1211